

やまなし木の建築推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の木材産業の健全な発展と県産材の利用促進を図るため、住宅その他の建築物における県産材の利用拡大に資する取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業種目、当該事業種目ごとの補助対象者、必要かつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等については、別表1-1及び別表1-2に定めるとおりとする。

2 知事は、事業種目の内容ごとに別表2に定める採択要件を満たす補助事業について、予算の範囲内において、補助対象経費に対し補助金を交付するものとする。

(交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 申請書の交付申請額には、補助金の交付を受けようとする額から補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額した額を記載しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、申請書の提出があった場合は内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業申請者に送付するものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額（別表1-1又は1-2の重要な変更の欄に掲げるものに限る。）を変更しようとする場合

(2) 補助事業の内容(別表1-1又は1-2の重要な変更の欄に掲げるものに限る。)を変更しようとする場合

(3) 補助事業の中止又は廃止をしようとする場合

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、実績報告書の交付申請額に補助金の交付を受けようとする額から当該消費税等仕入控除税額を減じた額を記載しなければならない。
- 3 実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が修正の上確定した場合を含む。)は、補助事業者は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第5号)により、当該確定した消費税等仕入控除税額(前項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した場合にあっては、当該減額により確定した消費税等仕入控除税額を上回る部分の金額をいう。次項において同じ。)を速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告を受けたときは、期限を定めて消費税等仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合は、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者にその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の場合において、補助事業者が返還の命令に付した日までに納付をしないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 知事は、補助金を前条による額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表1-1に定める事業については、知事が補助事業の実施上必要があると認める場合は、補助事業者に対し、補助金の一部を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(指導監督等)

第9条 知事は、必要に応じて遂行状況などを調査し、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、補助事業者に対して遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(検査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し実地検査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産又は設備等(以下「取得財産等」という。)については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、補助金財産処分承認申請書(様式第8号。以下「財産処分承認申請書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分に相当する額及び当該取得財産を譲渡したことによる対価の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、知事が返還する必要がないと認める場合にあつては、この限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還期限)

第12条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、規則第15条第1項の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項において交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日から7日以内とする。

(収益納付)

第13条 知事は、補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が発生したと認められた場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業について経理を明らかにする帳簿を作成しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業完了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿に加え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。ただし、第11条第2項の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、当該承認を受けた日の属する年度の翌年度の5月31日までとする。

(改善措置等)

第15条 知事は、交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合又は事業計画において記載された実施内容の取組状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、補助事業者に対して必要な措置を講ずることができる。

(県の調査への協力)

第16条 補助事業者は、やまなし木の建築推進事業に関連する調査を県が実施する場合は、当該調査に協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及びやまなし木の建築推進事業の実施に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行する。

改正後の要綱の施行前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表 1 - 1 (第 2 条第 1 項関係)

県産材製材品備蓄体制整備

事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助率	重要な変更
県産材製材品備蓄体制整備	製材・加工事業者、木材流通販売事業者等の県産材を利用する法人等（県内に本店又は支店等を有する者に限る。）	県産材製材品の社会的備蓄のために専ら使用する施設及び設備の整備に要する経費	10/10 以内	1. 補助対象経費の額の変更 ・補助対象経費の増額 ・補助対象経費の 20% を超える減額（ただし入札による減額は除く。） 2. 補助事業の内容の変更 ・補助対象施設及び設備の変更（ただし（注 1）の場合は除く。） 3. 補助事業の中止又は廃止
		県産材製材品の備蓄又は供給力等の強化に向けた施設及び設備の整備に要する経費	1 / 2 以内	

(注 1) ア～ウのいずれかに該当するものは除く。

ア 補助目的に関係のない細部の変更である場合

イ 補助事業の目的達成のために弾力的な遂行を認める必要がある場合

ウ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により変更を認めることが、より効果的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

別表 1 - 2 (第 2 条第 1 項関係)

県産木材利用非住宅建築物整備

事業種目	補助対象者	補助対象経費
県産木材利用非住宅建築物整備	県産材(注1)を利用して非住宅建築物(注2)を建築する施主(注3)	非住宅建築物の木造化(注4)及び木質化(注5)に係る県産材等に要する経費(注6)

補助率等		重要な変更					
定額 (10/10 以内) ただし、補助額は木造化及び木質化に係る部分について (1) 県産材の利用量が 5m ³ 以上であり、かつ、県産材の割合が 30%以上である場合 1 件当たり 200 千円 (2) 県産材の利用量が 7.5m ³ 以上であり、かつ、県産材の割合が 40%以上である場合 1 件当たり 300 千円 (3) 県産材の利用量が 10m ³ 以上であり、かつ、県産材の割合が 50%以上である場合 1 件当たり 400 千円		1. 県産材の利用量又は割合の変更(ただし、補助額の変更を伴わない場合は除く。) 2. 補助事業の中止又は廃止					
補助額					県産材利用量		
					5 m ³ 以上	7.5 m ³ 以上	10 m ³ 以上
県産材割合	30%以上				200 千円	200 千円	200 千円
	40%以上	200 千円	300 千円	300 千円			
	50%以上	200 千円	300 千円	400 千円			

(注 1) 「県産材」とは、山梨県産材認証制度により生産地及び合法性が証明された木材をいう。

(注 2) 「非住宅建築物」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 2 条第 1 項に規定する住宅以外の建築物をいう。ただし、次に掲げるものを含む。

ア 共同住宅、長屋その他これらに類する建築物

イ 専用住宅として整備された建築物であっても、当該建築物の一部が、新築時から、又は増築若しくは用途の変更等により、事務所、店舗、園舎、医療施設、福祉施設その他これらに類する用途に供される部分

- (注3)「施主」とは、自らが居住する目的以外のために、県産材を利用して、県内外において建築物を新築、増築又は改築する法人、一定の規約を有し、代表者が定められている団体又は、個人事業主（事業として継続的に活動している者に限る。）をいう。ただし、国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関又は独立行政法人等は含まない。
- (注4)「木造化」とは、建築物を新築、増築又は改築するに当たり、土台、柱、梁、桁及び羽柄材等の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に使用する材料である構造材として、木材を利用することをいう。なお、「木造化」には、構造材として木材を利用するもののほか、当該構造材と合わせて、内装又は外装を構成する非構造部材に木材を利用するものを含むものとする。
- (注5)「木質化」とは、建築物の内装（床、壁、天井等）又は外装（外壁、屋根等）を構成する非構造部材である内外装材として、木材を利用することをいう。
- (注6) 補助金の交付に当たっては、定額補助であることから、補助対象経費の算出は不要とする。

別表2（第2条第2項関係）

採択要件

1. 県産材製材品備蓄体制整備

災害時における木造応急仮設住宅の建設用県産材製材品の確保及び供給に向けた協力を
を行う旨について県と協定を締結していること、又は締結することが確実であること。

2. 県産木材利用非住宅建築物整備

ア 申請年度内に木材利用算出表に記載した県産材等が現地において非住宅建築物の木
造化又は木質化に使用されていること。

イ 以下の項目のいずれかに該当すること。

（1）県産材の利用量が 5m^3 以上であり、かつ、総木材利用量のうち県産材の占める割
合が体積比で30%以上である場合

（2）県産材の利用量が 7.5m^3 以上であり、かつ、総木材利用量のうち県産材の占める
割合が体積比で40%以上である場合

（3）県産材の利用量が 10m^3 以上であり、かつ、総木材利用量のうち県産材の占める割
合が体積比で50%以上である場合

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

やまなし木の建築推進事業費補助金交付申請書

やまなし木の建築推進事業を次のとおり実施したいので、やまなし木の建築推進事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称 (事業種目)
- 2 補助事業の目的
- 3 交付申請額 金 円

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業種目

(2) 事業の内容

(3) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	その他		
計				

(注1) 備考欄には、補助率等を記載する。

(注2) 県産木材利用非住宅建築物整備においては記載不要とする。

5 事業着手（予定）・完了（予定）年月日

6 収支予算

(1) 収入

経費の区分	予算額		計
	県補助金	その他	
計			

(2) 支出

経費の区分	予算額	算出基礎
計		

(注) 県産木材利用非住宅建築物整備においては記載不要とする。

7 添付書類

県産材製材品備蓄体制整備については、別記様式第1号を添付すること。

県産木材利用非住宅建築物整備については、別記様式第2号を添付すること。

事業計画書

1 事業の概要

申請者	名 称： 所在地： 代表者職氏名：
総事業費 《うち消費税》 (補助対象経費)	円 《 円》 (円)
事業の概要	

(注) 山梨県内に本店を有さない場合は本店及び県内事業所それぞれの所在地及び代表者職氏名を 2 段書きで記載してください。

2 実施内容

(記載例)

- ・製品保管倉庫を新たに○棟整備し、木造応急仮設住宅の建設に活用可能な柱、梁・桁、土台・大引、間柱を常時◇m³ 備蓄し、災害時には優先的に必要な県産材製材品の供給を行う。また、平時は一定数量の在庫をキープしつつ、在庫の中から順次出荷することで、バッファ在庫として活用し、大規模な需要に対する供給力強化を図る。
- ・新たに加工能力の高い○○を導入し、柱、梁・桁、土台・大引などの 1 日当たり生産可能量を○m³ から◇m³ にアップさせることにより、木造応急仮設住宅の建設に活用可能な県産材製材品の供給力強化を図る。

3 その他

4 添付資料

- ・見積書
- ・整備する施設及び設備のカタログ等
- ・位置図、配置図等
- ・別表 1-1 補助対象経費に該当する施設等であることが分かる備蓄計画書等の資料
- ・別表 2 採択要件 1 に該当する協定書の写し又は確実に締結が見込める資料

申請内容明細書

1 建築物の概要

建築物の名称			
建築場所			
用途			
建築工事費(税込)	円	うち消費税	円
建築工事費(税抜)	円	交付申請額以上であること	
構造	造 階	延床面積	m ²
建築工事期間 (注1)	年 月 日 ~ 年 月 日	木造化・木質化 完了日(注2)	年 月 日

(注1) 建築工事期間は、建築工事請負契約等に定める期間とする。

(注2) 木造化・木質化完了日は、県産材等の使用が完了する日とする。

2 木材利用量算出表

	部材 名称	樹種	長さ (m)	断面寸法		単 材 積 (m ³)	本 (枚) 数	県産材 材積 (注1) (m ³)	県産材以 外材積 (注2) (m ³)
				厚 (mm)	幅 (mm)				
構 造 材									
	小 計								
内 外 装 材									
	小 計								
合 計 (m ³)								①	②
総木材利用量 (m ³) (①+②)									③
県産材の割合 (%) (①÷③×100)									④

(注1) 山梨県産材使用認証書により数量が確認できるものを対象とする。

(注2) 木材明細書等により、部材や数量等の内容が確認できる根拠資料を添付する。

(注3) 別途、根拠資料等により当該項目の内容が確認できる場合は、本表の作成を不要とする。

3 県産材利用状況

補助率等（１）に該当する場合

木造化	県産材利用量 ①	m ³	5 m ³ 以上であること
	総木材利用量 ③	m ³	
	県産材の割合 ④	%	30%以上であること
木質化	県産材利用量 ①	m ³	5 m ³ 以上であること
	総木材利用量 ③	m ³	
	県産材の割合 ④	%	30%以上であること

補助率等（２）に該当する場合

木造化	県産材利用量 ①	m ³	7.5 m ³ 以上であること
	総木材利用量 ③	m ³	
	県産材の割合 ④	%	40%以上であること
木質化	県産材利用量 ①	m ³	7.5 m ³ 以上であること
	総木材利用量 ③	m ³	
	県産材の割合 ④	%	40%以上であること

補助率等（３）に該当する場合

木造化	県産材利用量 ①	m ³	10 m ³ 以上であること
	総木材利用量 ③	m ³	
	県産材の割合 ④	%	50%以上であること
木質化	県産材利用量 ①	m ³	10 m ³ 以上であること
	総木材利用量 ③	m ³	
	県産材の割合 ④	%	50%以上であること

（注）小数点以下第2位を切り捨てること。

4 添付資料

- ・ 建築工事請負契約書等の写し
- ・ 建築確認済証及び建築工事届の写し
- ・ 木材利用量算出表の数量が分かる根拠資料
- ・ 位置図、平面図、配置図等
- ・ 立面図等建築物の木造化又は木質化の内容が分かる図面
- ・ 法人又は団体であることを確認できる書類（法人・団体に限る）
- ・ 継続的に事業活動していることを確認するための資料（個人事業主に限る）
 - ① 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
 - ② 直近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（第一表）の写し
 - ③ 直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し（①～③全てを添付すること）

様式第2号

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

やまなし木の建築推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったやまなし木の建築推進事業費補助金については、同交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあったやまなし木の建築推進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
補助金の交付決定額 円
(別表2第2項イに定める採択要件 (番号))
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費の額の変更又は補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとする場合には、変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が、各事業種目について次に定める内容に該当する場合は、この限りでない。
 - ア 県産材製材品備蓄体制整備においては、補助対象経費の増額を伴わない場合若しくは補助対象経費の20%以内を減額させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更の場合
 - イ 県産木材利用非住宅建築物整備においては、別表2第2項イに定める採択要件(県産材利用量及び県産材の割合)の区分に変更を生じさせない変更の場合若しくは補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更の場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（様式第4号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまで、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

やまなし木の建築推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、やまなし木の建築推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容（第1号様式 3～7 に準ずるものとする。）
（注）上段に変更（中止・廃止）前の事項を（ ）書きし、下段に変更（中止・廃止）しようとする事項を記載すること。
その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

やまなし木の建築推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし木の建築推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 交付申請額 金 円

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業種目

(2) 事業の内容

(3) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計				

(注1) 備考欄には、補助率等を記載する。

(注2) 県産木材利用非住宅建築物整備においては記載不要とする。

5 事業完了年月日

年 月 日

6 収支決算

(1) 収入

経費の区分	精算額		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計				

(2) 支出

経費の区分	精算額	積算基礎
	円	
計		

(注) 県産木材利用非住宅建築物整備においては記載不要とする。

7 添付書類

(1) 補助金実績報告書には請負・購入契約書の写し、領収書又は請求書の写し、検査調書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面等を添付すること。

(2) 支払いの方法（金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号）を記載した書面を添付すること。

(3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

県産木材利用非住宅建築物整備においては別記様式第3号を添付すること。

整備内容明細書

1 建築物の概要

建築物の名称			
建築場所			
用途			
建築工事費(税込)	円	うち消費税	円
建築工事費(税抜)	円	交付申請額 以上であること	
構造	造 階	延床面積	m ²
建築工事期間 (注1)	年 月 日 ~ 年 月 日	木造化・木質化 完了日(注2)	年 月 日

(注1) 建築工事期間は、建築工事請負契約等に定めた期間とする。

(注2) 木造化・木質化完了日は、県産材等の使用が完了した日とする。

2 木材利用量算出表

	部材 名称	樹種	長さ (m)	断面寸法		単 材 積 (m ³)	本 (枚) 数	県産材 材積 (注1) (m ³)	県産材以 外材積 (注2) (m ³)
				厚 (mm)	幅 (mm)				
構 造 材									
	小 計								
内 外 装 材									
	小 計								
合 計 (m ³)								①	②
総木材利用量 (m ³) (①+②)									③
県産材の割合 (%) (①÷③×100)									④

(注1) 山梨県産材使用認証書により数量が確認できるものを対象とする。

(注2) 木材明細書等により、部材や数量等の内容が確認できる根拠資料を添付する。

(注3) 別途、根拠資料等により当該項目の内容が確認できる場合は、本表の作成を

不要とする。

3 県産材利用状況

木造化	県産材利用量 ①	m ³
	県産材の割合 ④	%
木質化	県産材利用量 ①	m ³
	県産材の割合 ④	%

4 添付資料（申請時に提出した資料は提出不要）

- ・ 建築工事請負（変更）契約書等の写し
- ・ 建築確認済証及び建築工事届の写し（申請時から変更のある場合）
- ・ 木材利用量算出表の数量が分かる根拠資料
- ・ 山梨県産材使用認証書の写し（山梨県産材認証センター発行）
- ・ 立面図等建築物の木造化又は木質化の内容が分かる図面
- ・ 県産材が使用された木造化又は木質化の施工が分かる写真

様式第5号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けたやまなし木の建築推進事業費補助金について、同交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 の金額) 金 円
- 5 添付書類
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
 - (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
 - (3) その他参考となる書類

様式第6号

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

やまなし木の建築推進事業費補助金交付額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあったやまなし木の建築推進事業費補助金については、同交付要綱第7条の規定により、下記のとおり確定する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 精算払額 | 金 | 円 |
| 4 | 返納額 | 金 | 円 |

様式第7号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名
印

やまなし木の建築推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなし木の建築推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名
預金種別・口座番号
口座名義

(注) 「出来高調書」を添付する。

様式第8号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

やまなし木の建築推進事業費補助金財産処分承認申請書

やまなし木の建築推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、やまなし木の建築推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類